

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【グリーンイノベーション①-a】

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)
規制の概要(事務局記載)		発電目的での水利利用の場合、発電出力や取水量を問わず全てが「特定水利利用」に該当する(河川法施行令第2条)ことによって、許可権者が上位者になる。 また、旧河川法が施行された時点において既に河川から取水を行っており、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく許可を受けたものとみなされている、いわゆる慣行水利権を有しているも、当該取水範囲内に従属する発電計画を行うにあたっては許可水利権に切り替えるよう指導がなされている。
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	河川局
	担当課・室名	水政課・水利調整室、河川環境課・流水管理室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	河川法第23条、同法施行令第2条第1項第3号
	目的	河川の適正利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全
	対象	水利使用のうち、発電のためにする水利使用(特定水利使用)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	旧河川法(明治29年4月8日法律第71号)第18条「敷地又は流水の占用」 河川法(昭和39年9月10日法律第167号)第23条「流水の占用の許可」 河川法施行令(昭和40年2月11日政令第14号)第2条第1項第3号「特定水利使用」
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	小水力発電の設置運営にあたって、河川法に基づく水利権に係る許認可・更新手続きは審査フローが複雑、かつ提出書類も膨大であるため、事業者にとって多大な労力が必要となっており、小水力発電設備の円滑な導入が妨げられている。貴重な水資源を有効活用し、小水力発電の円滑な普及促進に資するためにも、以下の改革を行うべきである。 ・一定規模以下の小水力発電目的での水利利用については、特定水利利用の対象外とする。現在は、例えば、一級河川の指定区間から取水する農業用水の処分権者が都道府県知事であった場合においても、これに従属した発電目的の水利利用の処分権者は国土交通大臣となってしまうため、それぞれから許認可を得る必要が生じてしまう。 ・既に農業用水や上水などの水利利用が許可されている場合、当該取水範囲内での従属利用による発電計画は届出で足るものとする。 ・同様に、慣行水利権から許可水利権に切り替えることなく発電の水利利用を可能とする。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	・一定規模以下の小水力発電目的での水利利用について特定水利利用の対象外とすること …対応を検討する ・既許可水利権の許可量範囲内での従属発電は届出で足りることとすること …対応困難 ・慣行水利権の許可水利権への切り替えを伴わない慣行従属発電利用を可とすること …既に可能である

<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>従属発電の申請手続きについては、他の利水者への影響、河川環境及び治水等への支障がないことから、水力発電計画の概要や発電に使用する水量の根拠等を示す一部の添付図書を除き、H17年に申請書類の大幅な省略を可能としたところである。 加えて、「特定水利使用」の対象については、小水力発電目的での水利使用申請を行う際に、従属元の許可権者と従属発電の許可権者が一致していないことにより、水利使用者にとって負担になっているという指摘があることから、これを含め、そのあり方について今後検討して参りたい。</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>従属発電の申請手続きについては、他の利水者への影響、河川環境及び治水等への支障がないことから、水力発電計画の概要や発電に使用する水量の根拠等を示す一部の添付図書を除き、H17年に申請書類の大幅な省略を可能としたところである。 しかしながら、発電の水利使用は、できる限り多く取水して発電したいというインセンティブが働きやすい特徴を有しており、従属発電であっても他の利水者や河川環境に悪影響を及ぼすこと等がないよう担保する必要があるため、従属元の水利使用の許可の範囲内であるかの審査及び事後のチェックが重要である。 このため、単にある事実を行政庁に通知する一方的行為である届出では、申請内容について審査することができないことに加え、許可水利権であれば水利使用規則に条件として附す発電のための水利使用量の提出義務等を課すことができなくなり、従属元の許可の範囲内で適切に発電が行われているかを事後的にチェックできないので、水利使用の許可にかからしめる必要がある。 また、水利権は一定の権利性を持つことが判例でも認められており、従属元の水利使用の許可に関する従属発電の利水者が複数となる場合にあつては、従属発電に関する水利権の権利調整も必要になってくることから、水利使用の許可にかからしめ、水利権を付与して、申請者を保護することが必要である。 以上より、「従属利用による発電計画は届出で足るものとする」という要望について、対応は不可能である。</p>
	<p>従属発電の申請手続きについては、他の利水者への影響、河川環境及び治水等への支障がないことから、水力発電計画の概要や発電に使用する水量の根拠等を示す一部の添付図書を除き、H17年に申請書類の大幅な省略を可能としたところである。 一方、旧河川法以前より取水している等により河川法の許可があつたものとみなす水利使用(以下「慣行水利権」という。)を使用する場合、取水量が明確でなく、その取水量の範囲内で新たな取水を行うことが明らかではないため、小水力発電の取水量の確認が不可欠であり、そのための関係書類(取水量データ・河川流量計算書等)の提出が必要となる。 仮に取水量を確認せずに許可した場合には、他の水利使用や河川環境等に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、以下の方法のいずれかで許可手続きを行っている。</p> <p>①慣行水利権について、許可水利権に切り替えた上で、従属する小水力発電の水利使用許可に係る申請手続き等を簡素化。 ②慣行水利権はそのまま、小水力発電の水利使用許可については、通常の申請手続きで行う。 上記の通り、慣行水利権から許可水利権に切り替えることなく、従属発電による利用を可能とすることについては、現行制度において既に可能である。</p>

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【グリーンイノベーション①-b】

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)
規制の概要(事務局記載)		高さ60m以上の風車(約300kw以上が該当、2,000kw風車の頂部は約120m)は、建築基準法第20条において超高層建築物の基準により、厳密な構造計算により大臣認定を受ける必要がある 材料についても、JIS材料であること又は材料認定を取得する必要がある(第37条)。「(煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件」平成19年国土交通省告示第620号)。 但し、電気事業者が設置する架空送電線については、建築基準法の適用除外とされている(建築基準法施行令第138条第1項第2号)。
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	住宅局
	担当課・室名	建築指導課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	建築基準法第20条 建築基準法第37条 建築基準法第88条
	目的	建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全上、衛生上、防火上の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものであり、原則として全ての建築物が当該基準を満たす必要がある。
	対象	建築物
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年建築基準法制定 平成19年改正において、大規模な発電用風車の被害等を契機に、安全性を確保するために必要な措置として、高さが60mを超える工作物については、建築物と同様の大臣認定を受けることとされた
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	超高層ビルと同等の厳しい規制により、評定や大臣認定に膨大な時間を要しており、建設コストの増大を招いている。国際規格に適合した製品であっても、日本独自の国内規格への適合のための再評価が求められる。 風力発電の導入を促進するためにも、風力発電機の特徴を加味した評価方法を創設すべきである。また、送電線鉄塔同様、風車についても国際標準化機関(IEC)の規格に基づく設計及び、国内に第三者認証機関を整備し、審査体制を確立することを前提に、電気事業法に係る審査との一元化を図るべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	建築基準法施行令第138条第1項第2号に基づき、高さが15mを超える鉄柱等については、建築基準法上、準用工作物として取扱うこととされており、法第20条(構造耐力)等の規定が適用される。 特に高さが60mを超える風力発電機については、令第140条第2項に基づき、時刻歴応答解析による構造計算の大臣認定が必要とされている。なお、同様の型式を用いて建築する場合にあっては、型式適合認定を受けることにより、建築確認手続きの簡素化が可能である。 風力発電機に係る時刻歴応答解析による構造計算の大臣認定の実績は、平成20年度244件、平成21年度136件(見込み)であり、大臣認定手続きは円滑に進められている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	これまで台風等により風力発電機の倒壊や損壊の事例が多数ある。これらの多くは建築確認手続きを経ずに建築されたものである。このため、安全上の観点から、対応は困難。

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【グリーンイノベーション①-c】

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)
規制の概要(事務局記載)		建築物を建築する際には、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない(建築基準法第6条)。
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	住宅局
	担当課・室名	建築指導課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	建築基準法第6条
	目的	建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全上、衛生上、防火上の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものであり、原則として全ての建築物が当該基準を満たす必要がある。当該基準に適合することを担保するため、一定の建築物を建築する際には、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないこととしている。
	対象	建築物
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年建築基準法制定
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	大規模な太陽光発電設備を地上に設置する際、一般的に太陽電池アレイを柱のみで支える構造となり、建築確認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの水平投影面積部分が屋内的用途と解釈されて建築物とみなされ、確認申請が必要となる事例もある。各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置の大きな阻害要因となっている。建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機関に周知徹底すべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	建築基準法第2条第1号において、「建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と明記されている。 “太陽電池アレイを柱のみで支える構造”については、当該太陽光パネルの下部に屋内的用途が発生していない場合にあっては、当該太陽光パネルが「屋根」とみなされないため、建築物には該当しない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	上記のとおり。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等)
規制の概要(事務局記載)		<p>○地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない(温泉法第3条)。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない(第4条)。 ・「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」(昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知) ・「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」(昭和49年自然保護局企画調整課長通知) ・「大鷲発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」(平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知) <p>○風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成16年2月環境省自然環境局)において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。 ・森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業者が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である(森林法10条の2、森林法施行規則第3条)。
所管省庁	担当府省	林野庁
	担当局名	森林整備部
	担当課・室名	治山課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	森林法第10条の2第1項第3号 森林法施行規則第3条第18号
	目的	森林のもつ公益機能を維持し、森林の土地の適切な利用を図る
	対象	地域森林計画の対象森林(保安林及び保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和49年の森林法改正により、林地開発許可制度を創設
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>地熱発電や風力発電の許可には多大な時間とコストを要しており、設置許可の早期化、柔軟化等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地熱発電の有望地の大半は自然公園内に存在するが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を判断するとされている普通地域内の地熱発電や地表部に影響を及ぼさないで地熱資源を利用する発電について、具体的な許可基準が定められていないために、開発を行うことができない。自然公園外から斜めに掘削するコントロール掘削を認め、自然公園の地下の開発を柔軟に認めるとともに、特別地域や普通地域において一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべきである。 ・温泉地域における地熱発電の開発のための掘削において都道府県知事の許可を受ける際に、温泉事業者からの同意書を得るよう指導している都道府県があり、また、許可しない要件である「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」の判断基準がないために、科学的根拠に基づく許可がなされていない。温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されている等の説明を以て、温泉法に基づく許可を与えるべきである。 ・自然公園における風力発電の設置にあたっては、風景や景観の判断基準が不明確・不統一であり、許可権者の個々の判断となるために、協議に長時間を要し、結果的に立地が制限されている。景観に関する評価基準を明確化し、全国統一基準とすべきである(都道府県によっては条例で基準を定めているところがある)。 ・森林における風力発電の設置にあたっては、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際と同様に、風力発電事業者による設置の場合にも、許可を不要とすべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>【森林・林業再生プラン(抜粋)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな森林・林業政策の基本的考え方 2. 3つの基本理念 <p>理念1: 森林の有する多面的機能の持続的発揮</p> <p>森林・林業に関わる人材育成を強化するとともに、森林所有者の林業への関心を呼び戻し、森林の適切な整備・保全を通じて、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全、木材生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保する。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1. 食料・農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 4. 新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開 <p>(3)6次産業化による活力ある農山漁村の再生</p> <p>我が国の農山漁村を再生させるため、意欲ある農林漁業者をはじめ、地域の多様な事業者が、バイオマスや太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギーだけでなく、農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵・伝統文化に至るあらゆる「資源」を活用する事業を含めた新たなビジネスに取り組めるよう、必要な支援策を講ずることを通じて、農山漁村の6次産業化を実現する。</p>
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要施策である森林保全とのバランスを踏まえる必要。 	

<規制評価シート> (環境省作成)

【グリーンイノベーション①-d】

<p>規制改革事項(事務局記載)</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等)</p>								
<p>規制の概要(事務局記載)</p>	<p>○地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。 ・温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない(温泉法第3条)。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない(第4条)。 ・「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」(昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知) ・「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」(昭和49年自然保護局企画調整課長通知) ・「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」(平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知) ○風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。 ・自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成16年2月環境省自然環境局)において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。 ・森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業者が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である(森林法10条の2、森林法施行規則第3条)。</p>								
<p>所管省庁</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1003 719 1059"> <p>担当府省</p> </td> <td data-bbox="719 1003 1409 1059"> <p>環境省</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1059 719 1115"> <p>担当局名</p> </td> <td data-bbox="719 1059 1409 1115"> <p>自然環境局</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1115 719 1167"> <p>担当課・室名</p> </td> <td data-bbox="719 1115 1409 1167"> <p>国立公園課</p> </td> </tr> </table>	<p>担当府省</p>	<p>環境省</p>	<p>担当局名</p>	<p>自然環境局</p>	<p>担当課・室名</p>	<p>国立公園課</p>		
<p>担当府省</p>	<p>環境省</p>								
<p>担当局名</p>	<p>自然環境局</p>								
<p>担当課・室名</p>	<p>国立公園課</p>								
<p>規制・制度の概要</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1167 719 1317"> <p>根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載</p> </td> <td data-bbox="719 1167 1409 1317"> <p>自然公園法第20条第3項(特別地域内における許可)、第21条第3項(特別保護地区内における許可)、第22条第3項(海域公園地区内における許可)、第33条第1項及び第2項(普通地域内における行為の届出及び措置命令)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1317 719 1406"> <p>目的</p> </td> <td data-bbox="719 1317 1409 1406"> <p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1406 719 1462"> <p>対象</p> </td> <td data-bbox="719 1406 1409 1462"> <p>国立・国定公園内において、工作物の新設増築その他の行為を行おうとする者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1462 719 1570"> <p>規制・制度の制定時期、主な改正経緯</p> </td> <td data-bbox="719 1462 1409 1570"> <p>昭和32年自然公園法制定(当初より許可制度あり) 最終改正:平成21年6月3日(海域公園地区制度の創設)</p> </td> </tr> </table>	<p>根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載</p>	<p>自然公園法第20条第3項(特別地域内における許可)、第21条第3項(特別保護地区内における許可)、第22条第3項(海域公園地区内における許可)、第33条第1項及び第2項(普通地域内における行為の届出及び措置命令)</p>	<p>目的</p>	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>対象</p>	<p>国立・国定公園内において、工作物の新設増築その他の行為を行おうとする者</p>	<p>規制・制度の制定時期、主な改正経緯</p>	<p>昭和32年自然公園法制定(当初より許可制度あり) 最終改正:平成21年6月3日(海域公園地区制度の創設)</p>
<p>根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載</p>	<p>自然公園法第20条第3項(特別地域内における許可)、第21条第3項(特別保護地区内における許可)、第22条第3項(海域公園地区内における許可)、第33条第1項及び第2項(普通地域内における行為の届出及び措置命令)</p>								
<p>目的</p>	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p>								
<p>対象</p>	<p>国立・国定公園内において、工作物の新設増築その他の行為を行おうとする者</p>								
<p>規制・制度の制定時期、主な改正経緯</p>	<p>昭和32年自然公園法制定(当初より許可制度あり) 最終改正:平成21年6月3日(海域公園地区制度の創設)</p>								
<p>規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)</p>	<p>地熱発電や風力発電の許可には多大な時間とコストを要しており、設置許可の早期化、柔軟化等が必要である。 ・地熱発電の有望地の大半は自然公園内に存在するが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を判断するとされている普通地域内の地熱発電や地表部に影響を及ぼさないで地熱資源を利用する発電について、具体的な許可基準が定められていないために、開発を行うことができない。自然公園外から斜めに掘削するコントロール掘削を認め、自然公園の地下の開発を柔軟に認めるとともに、特別地域や普通地域において一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべきである。 ・自然公園における風力発電の設置にあたっては、風景や景観の判断基準が不明確・不統一であり、許可権者の個々の判断となるために、協議に長時間を要し、結果的に立地が制限されている。景観に関する評価基準を明確化し、全国統一基準とすべきである(都道府県によっては条例で基準を定めているところがある)。</p>								

規制改革要望等への対応

<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p>	<p>(地熱発電について) ○近年では、普通地域内に大霧発電所(鹿児島県)と八丈島発電所(東京都)の建設を認めてきた実績がある。国立公園、国定公園内においては、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を個別に判断することとしている。</p> <p>○公園区域外からの傾斜コントロール掘削については、既に平成16年に調査掘削の許可をした例があり、自然公園法による許可手続の適正な運用によって個別に判断しつつ、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画については許可していく方針である。</p> <p>(風力発電について) ○ご指摘の手続の明確化については、自然公園のうち、国立・国定公園における風力発電に関する許可の基準は、自然公園法施行規則第11条第11項において、全国统一基準が定められている。環境省においては、施行規則第11条第11項について、わかりやすく、より明確にするための技術的なガイドラインを作成しているところであり、今後とも許認可手続の明確化に取り組んでまいりたい。</p> <p>○なお、都道府県立自然公園は、各都道府県条例により知事が指定、管理する公園であり、基準についても都道府県が定めているものである。</p>
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p><地熱発電> ○国立公園、国定公園内においては、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を個別に判断することとしている。傾斜掘削についても、個別に判断し、許可等が可能。 なお、自然環境保全上重要な地域を回避するための傾斜掘削等の技術の低コスト化の推進といった地域や自然との共生・共存を図るためのツールづくり、低コスト化に向けた技術開発などの取り組みを積極的に支援する考え。</p> <p><風力発電> ○施行規則第11条第11項について、わかりやすく、より明確にするための技術的なガイドラインを作成中</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	

<規制評価シート> (環境省作成)

【グリーンイノベーション①-d】

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)
規制の概要(事務局記載)		<p>○地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない(温泉法第3条)。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない(第4条)。 ・「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」(昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知) ・「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」(昭和49年自然保護局企画調整課長通知) ・「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」(平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知) <p>○風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成16年2月環境省自然環境局)において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。 ・森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業者が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である(森林法10条の2、森林法施行規則第3条)。
所管省庁	担当府省	環境省
	担当局名	自然環境局
	担当課・室名	自然環境整備担当参事官室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	温泉法第3条第1項(土地の掘削の許可)、第4条第1項(許可の基準)、第11条第1項(増掘又は動力の装置の許可)、第32条(審議会その他の合議制の機関への諮問)
	目的	温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止することにより公共の福祉の増進に寄与すること
	対象	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和23年7月: 制度創設(温泉法公布) 平成13年6月: 許可の基準として欠格要件を追加(温泉法の一部改正法公布) 平成19年11月: 許可の基準として「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」を追加(温泉法の一部改正法公布)
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>地熱発電や風力発電の許可には多大な時間とコストを要しており、設置許可の早期化、柔軟化等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉地域における地熱発電の開発のための掘削において都道府県知事の許可を受ける際に、温泉事業者からの同意書を得るよう指導している都道府県があり、また、許可しない要件である「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」の判断基準がないために、科学的根拠に基づく許可がなされていない。温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されている等の説明を以て、温泉法に基づく許可を与えるべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>○温泉法第4条第1項に該当するか否かについては、掘削の深度、地質の構造や泉脈の状態などによりそれぞれ差異があることから、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されていることを以て、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないと認めるに足る科学的な合意はない。都道府県知事は、個別に審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、判断することとなっており、このような制度を適切に運用することが重要。</p> <p>○なお、許可・不許可の処分の基準は、温泉法第4条第1項に該当するか否かであり、温泉法上、同意書は許可条件とはなっていない。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	○掘削の許可は、都道府県知事の自治事務であり、専門家を含めた審議会等の機関の意見を踏まえて判断することになっている。都道府県において、適切な判断がなされるよう、環境省としても、科学的知見の充実に努めていく。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (経済産業省作成)

【グリーンイノベーション ①-e】

規制改革事項(事務局記載)		再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し -小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和
規制の概要(事務局記載)		電気事業法においては、一定規模以上の電気工作物に保安規程の作成、電気主任技術者の設置等を義務化している。
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	原子力安全・保安院
	担当課・室名	電力安全課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気事業法第38条 電気事業法施行規則第48条 電気事業法第42条、第43条
	目的	事業用電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共安全を確保し、及び環境の保全を図ること。
	対象	事業用電気工作物(600V以下かつ一定の出力未満の小出力発電設備等、安全性の高い電気工作物(一般用電気工作物)以外の電気工作物)。
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成7年制定。平成17年、一定の要件を満たす燃料電池発電設備を一般用電気工作物に追加。燃料電池発電設備の要件につき、平成18年、平成19年に改正。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	CO2排出量25%削減の目標達成には、再生可能エネルギーの拡大に向け、小規模分散型発電設備の設置促進が不可欠となることから、電気主任技術者の設置等の負担を軽減するよう、技術の進展等も踏まえ、基準を緩和する。 特に、太陽光発電については、昨年11月より買取制度がスタートしており、今後、学校・工場・商業施設等からの買取を拡大させる観点から、電気主任技術者の設置等が義務化されている事業用電気工作物の対象基準(現行:20kW以上)を引き上げる。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	低炭素社会づくりに向けた未利用エネルギーを活用した発電設備導入の動きなどにかんがみ、小型の水力発電設備等の規制の見直しについては、昨年より技術的検討を重ね、報告書を3月31日に取りまとめたところ。同報告書においては、小型の水力発電設備について、一般用電気工作物となる範囲を「10kW未満」から「20kW未満かつ最大使用水量1m ³ /s未満」に拡大することを結論としている。今後は必要な省令改正等の作業を進める予定。 電気工作物に関する規制の見直しについては、安全性確保の観点から技術的な検討を十分に行うことが必要である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	太陽電池発電設備についての一般用電気工作物となる範囲の拡大について、今後安全性確保の観点から検討していく。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (環境省作成)

【グリーンイノベーション①-f】

規制改革事項(事務局記載)		風力発電設置に関する合理的な環境アセスの実施
規制の概要(事務局記載)		平成21年度国会において、環境影響評価法(平成9年法律第81号)改正案が審議されることとなっている。今回の改正において、風力発電設備を政令改正によって新たに環境影響評価の対象にすることが予定されている。
所管省庁	担当府省	環境省
	担当局名	総合環境政策局
	担当課・室名	環境影響評価課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	環境影響評価法施行令別表第一を改正する予定。
	目的	風力発電施設に関する騒音、低周波音、バードストライク等の被害の訴えが全国各地で発生している。再生可能エネルギーの一つである風力発電について、温暖化対策の推進という観点からも、これらの環境影響について適正な保全措置を図りつつ円滑に導入されるようにするため。
	対象	風力発電施設の建設事業(規模要件は現時点では未定)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	政令の改正時期については、具体的に定まっていないが、今後、十分な検討時間を確保しつつも、出来る限り速やかに対応する予定である。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	風力発電の推進を阻害しない合理的な環境アセスを実施するために、環境影響評価の評価項目・評価基準について、簡素で合理的なものにすべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	○風力発電施設の導入は、地球温暖化対策の推進に向けて、今後、大幅な増加が期待されているが、すでに全国各地で騒音、低周波音、バードストライク等の被害の訴えが生じている。 ○これらの環境影響については、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が作成したマニュアルによる自主的な環境影響評価が実施されているものの、住民の意見聴取手続の瑕疵や、図書の縦覧を行わずに補助金の申請がなされるなどマニュアルが適正に運用されていないといった問題点が指摘されている。また、条例で風力発電をアセス対象としている自治体は一部にとどまっており、適正な環境影響評価がなされていない現状にある。 ○このような状況を踏まえ、中央環境審議会答申では「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべきである。」と明記されており、本答申を踏まえ、風力発電施設についてもアセス法の対象事業に追加することとしている。対象事業への追加に際して、評価項目の選定等といった論点については、温暖化対策における再生可能エネルギーの利用の観点も踏まえ、関係者からの意見も聴取した上で、今後具体的な検討を行っていく予定である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	政令の改正にあわせて、評価項目の選定等について準備を進める。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—